

「第350回 判例・事例研究会」

売上げの不正会計に係る代表取締役の監視義務・内部統制システム

構築義務違反がないとされた事例

日 時	令和2年9月9日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求（株主代表訴訟）事件 事 件 番 号 平成28年（ワ）第30606号 決 定 平成30年3月29日 判決/東京地方裁判所 棄却
事案の概要	A株式会社は学習塾の経営等を目的とする会社法上の大会社、東証一部上場。 A社の創業者Yは、昭和60年の設立当初から同社の代表取締役を務め、平成27年、代表権のない取締役相談役となる。 Yは、代表取締役時に新規事業の立ち上げに注力。 他の取締役が、学習塾の運営等の既存事業の経営及び財務会計を含む管理業務を任される。これら取締役の指示・黙認の下で不正会計が行われる。 この不正会計について、Y（提訴請求時は代表権のない取締役）の任務懈怠責任が追及された。

<p style="text-align: center;">争点 と 結論</p>	<p>① Yは本件不正会計を認識しながら黙認した（Yに監視義務違反がある）といえるか</p> <p>② Yに内部統制システム構築義務違反があるか</p> <p style="text-align: center;">いずれも否定</p>
<p style="text-align: center;">判示</p>	<p><u>1 監視義務違反の有無について</u></p> <p>・ Xは、Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたにもかかわらずこれを黙認したことを理由に、Yの監視義務違反を主張。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（判示）</p> <p>前提として、取締役の行動規範や文書管理に関する適切な内部統制システムが構築されていたことを認定。</p> <p>そのうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F 監査法人の指導等には取締役 P₃・P₁が対応していた ・ Yに情報が伝わることをP₁が遮断した ・ Yに本件不正会計に加担し又は黙認する動機があったとはいえない <p>等を統合考慮して、Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたということはできないとし、Yに監視義務違反はないとした。</p> <p>（評価）</p> <p>・ <u>内部統制システムが外形上問題なく機能している場合には、あえて疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役等がその報告通りに職務を遂行しているものと信頼することが許されるとする、いわゆる「信頼の権利」を前提とした判断。</u></p> <p>すなわち、Yが確認した上記体制のもと、取締役 P₃・P₁がその報告通りに職務を遂行しているとYが信頼していたため、Yに監視義務違反はないという判断をした。</p> <p>・ 本判決の判断枠組みは、取締役は取締役会 上程事項の監視にとどまらず代表取締役等の業務執行一般につき監視すべきとした最判昭48・5・22とは異なる。A社は、昭和</p>

48年最判のように取締役会を開催したことの無い小規模会社ではなく、大会社かつ上場会社であるため、社外取締役を含む全取締役が取締役会非上程事項まで監視することは事実上不可能である。このようなA社の特性に着目し、本判決は、**取締役の行動規範や文書管理に関する適切な内部統制システムが構築され、かつその内部統制システムを通じて報告される情報を信頼して監視を行っているか否か**という枠組みでYの監視義務違反の有無を判断した。

2 内部統制システム構築義務違反の有無について

(判示)

「大会社である取締役会設置会社において、取締役会は、取締役及び使用人の不正行為を防止するため、内部統制システムの大綱を決定することを要し(会社法362条5項、同条6号、会社法施行規則100条1項)、業務執行を担当する代表取締役は、その大綱を踏まえ、内部統制システムを具体的に決定すべき義務を負うと解される。もっとも、整備すべき内部統制システムの内容については、当該会社の規模、事業内容その他の事情によって左右されるものであるから、会社経営の専門家である取締役に広い裁量が与えられているというべきであり、代表取締役は、原則として、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えれば足り、不正行為が通常容易に想定し難い方法によるものであった場合には、代表取締役において、不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情がない限り、当該代表取締役に、不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできないものと解するのが相当である(最高裁判所平成……21年7月9日第一小法廷判決・裁判集民事231号241頁)。」

「Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知ることはできず、上記体制を更に強化すべき状態にあったとはいえない」ため、「Yの整備した内部統制システムは、A社の事業内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性を備えていたというべきである」と判示した。

以上